

熊谷市公告第 260 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 7 項の規定により熊谷市地域計画を変更するため、次のとおり公告し、当該地域計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域計画の案については縦覧期間満了の日までに熊谷市長に意見書を提出することができる。

令和 8 年 9 月 11 日

熊谷市長 小林 哲也



- 1 農用地利用計画の変更案及び変更理由書の縦覧場所
熊谷市役所 妻沼庁舎 産業振興部 農業政策課
(熊谷市弥藤吾 2450 番地)
- 2 農用地利用計画の変更案及び変更理由書の縦覧期間
自 令和 8 年 9 月 11 日
至 令和 8 年 9 月 25 日
- 3 地域計画の案の縦覧時間
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 4 地域計画の案についての意見書の提出先
熊谷市役所 妻沼庁舎 産業振興部 農業政策課